

4 水いぼ（伝染性軟属種）



みなさん水いぼ（伝染性軟属種）って知っていますか？

きっとお子さんが持っている方もたくさんいると思います。

水いぼは伝染性軟属腫といって、主に子どもがかかるウイルスによる皮膚感染症で、90%以上は1年以内に自然治癒します。感染経路は、水いぼのできている皮膚との接触ですが、集団生活のなかで、皮膚が触れ合う機会は多くあり、プールだけを禁止する意味はあまりないのです。

以前は治療の主流としてピンセットでつまむ「むしり取り」がありましたが、非常な激痛を伴い大人になっても覚えている人がたくさんいます。私は希望される方に、ヨクイニン（はと麦茶の成分で皮膚のウイルス感染に対する免疫を高めてくれると言われています）を食べてもらっています。水いぼを取る処置は行っていません。

では、本来自然治癒するものをわざわざ治療する必要があるのでしょうか？

それは集団生活でのプールが原因なのです。複数の検証の結果、プールでの流行はビート板や浮き輪を介しての感染でした。ある県の医師会が行った調査では、県内107の保育園・幼稚園で、いぼの切除を原則とする園は56.6%で、プールを停止している施設は62.9%あった。しかし、切除していても、「水いぼを持つ子どもの数はほとんど変わらない」と答えた施設が42.8%あり、20%以上の施設は「増加した」と回答しています。同医師会では完治までの期間や症状などにも言及し、・プールをこの病気のために禁止することを改める・原則として、一切の治療の必要はない、という二点を、集団生活を指導する立場の人々に訴えています。幼稚園や学校での伝染病への対応は学校保健法で定められていて、文部省が1999年3月にまとめた「学校において予防すべき伝染病の解説」によると、水いぼの場合、ビート板や浮き輪の共有は避けるように指導しているが、プールに入ることまでは禁止していません。同省幼稚園課では、水いぼの子どもに対するプールの禁止などについて、「基本的には園と保護者間の理解に基づいて対応を決めでほしい」といっています。

厚生省保育課によると、保育園での対応は「学校保健法に準じる」。保護者に不満や不安がある場合は、解消するようによく話し合うことを指導し、子どもにストレスのかかるほどのプールの禁止は行き過ぎだと説明しています。

みずいぼのない子供のお父さん、お母さんは不安かもしれませんが、日常の遊びの中でうつる可能性の方がずっと高いのです。水いぼのあるこが一緒にプールへ入ることを理解していただけたらと思っています。